

令和元年度

豊明市小規模保育事業所整備事業者募集要項



のぶながくん よしもとくん

令和元年 1 1 月

豊明市 健康福祉部 保育課

はじめに

女性の就業率の上昇等に伴い、保育の利用申込者は年々増加しており、待機児童解消の取組は喫緊の課題であるといえます。国においても、平成29年6月に「子育て安心プラン」を策定し、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を2020年度末までに前倒しして実施していくこととしており、平成29年12月に「子育て安心プラン」の実施方針が示されました。本市においても、この実施方針に基づき、国の財政支援を受けながら待機児童解消の取組を進めています。

本市北部及び中部地域においては、保育所等の整備により令和2年4月に受け皿が拡大する予定である一方、南部地域においては、未だ待機児童の解消が課題となっている状況です。このような中、南部地域において小規模保育事業所の整備を行うこととなりました。整備に当たっては、民間の活力を活用すべく、本要項により募集を行うものです。

1 募集内容について

(1) 募集施設 : 小規模保育事業所 A 型

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業のうち、小規模保育事業 A 型が対象となります。豊明市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年豊明市条例第 39 号）等を満たすことが前提となります。

(2) 募集地域 : 名鉄前後駅付近（候補地から名鉄前後駅までの直線距離がおおむね 1 km 以内かつ国道 1 号線より南側であることが望ましい。）

地域の特定は行いませんが、設置場所の提案は選考において考慮する場合があります。

(3) 募集数 : 1 か所

(4) 定 員 : 13 ～ 19 名（0 歳児クラスから 2 歳児クラスまで）

0 歳児 ≤ 1 歳児 ≤ 2 歳児となるように設定してください。

(5) 開設時期 : 令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 10 月 1 日

2 応募資格について

応募資格は、次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 本市の保育行政や児童福祉法等の関係法令等を十分理解し、地域と信頼関係を築きながら積極的に協力すること。
- (2) 社会福祉法人、学校法人、NPO 法人、株式会社等法人格を有すること。
- (3) 「家庭的保育事業等の認可等について」（平成 26 年 12 月 12 日雇児発 12 12 第 6 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める審査基準を満たす、又は満たす見込みであること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 豊明市暴力団排除条例（平成 24 年豊明市条例第 24 号）に基づく排除対象者

ウ 豊明市指名停止取扱要領（平成 12 年 11 月 13 日決裁）に基づく指名停止期間中の者

エ 直近 3 か年において国税、都道府県税又は市町村税を滞納している者

3 小規模保育事業所の運営について

次に掲げる各要件を満たした運営を行う必要があります。なお、祝日保育や職員配置の上乗せ等については、選考において考慮する場合がありますので、予定している場合は提案してください。

(1) 開所日

月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除きます。

(2) 開所時間

午前7時30分から午後6時30分まで（1日11時間）。ただし、延長保育事業を行うことを条件とします。

(3) 延長保育事業

延長保育事業実施要綱（平成27年7月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「延長保育事業の実施について」別紙）に基づき、同要綱4（1）④イに掲げる標準時間認定の区分に係る延長保育事業を実施する必要があります。

(4) 職員配置

各年齢児に対する保育士の配置基準は次表のとおりです。（1歳児クラスにおいて国基準に上乗せを行っています。）

年齢児	0歳児	1歳児	2歳児
児童：保育士	3：1	5：1	6：1

(5) 給食の提供

自園調理方式により提供することとし、外部搬入による方法は認めません。

(6) 第三者評価

第三者評価（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第5条第4項に規定する外部の者による評価）を5年に1度以上受審する必要があります。

4 施設の整備について

(1) 土地及び建物

応募者の自己所有（取得見込みを含む。）のほか、賃貸物件等も可とします。

また、整備に際しては、都市計画法、建築基準法等関係法令、例規及び通知等を遵守する必要があります。

なお、賃貸物件等の場合、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第1に準ずる取扱いとします。

(2) 設置場所

設置場所の選定については、農用地区内農地、浸水想定区域等に十分配慮して行ってください。

(3) 耐震基準等

既存施設等を活用して整備する場合、建物は、建築基準法における新耐震基準により建築していること又はI s 値が0.7以上であることを条件とします。

(4) 施設整備に係る補助金

国庫補助（保育所等整備交付金等）を活用し、豊明市認可保育所等整備補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助します。ただし、国及び市の補助金は、保育所等整備交付金等の活用及び本市の予算成立を前提としたものであるため、今後の国の制度改正等により変更する場合がありますのでご注意ください。補助率は、工事費等の4分の3（上限額あり）です。

なお、用地の取得等に係る補助制度はありません。

<令和元年度保育所等整備交付金等による補助金上限額（イメージ）>

区分	事業主体	
	社会福祉法人、学校法人等	NPO法人、株式会社等
自己所有	90,405千円（国及び市の合計）	0円※1
賃貸等	16,500千円（国及び市の合計）※2	

※1 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（豊明市：該当）については、90,405千円（国及び市の合計）

※2 令和元年度保育対策総合支援事業費補助金の交付基準による。

5 応募手続について

(1) 申請

応募申請書に必要事項を記入し、法人代表者が押印のうえ、必要書類を添えて、正本1部及び副本10部を提出してください。

【受付場所】

豊明市 健康福祉部 保育課

(〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1 Tel 0562-92-1120)

【受付期間】

令和元年11月18日(月)から令和2年1月15日(水)午後5時まで

(土、日及び祝日並びに12月29日から1月3日までを除く午前9時から午後5時まで)

※ 「豊明市小規模保育事業所整備事業者応募意向届」については、

令和元年12月25日(水)午後5時までに提出してください。

【申請書類及び申請方法】

別添「豊明市小規模保育事業所整備事業者応募関係書類提出票」のとおり

(2) 質問及び回答

質問者は質問票を使用し、令和元年12月2日(月)午後5時までにFAX又は電子メールにて送信してください。電話や来庁等口頭による質問は受け付けません。回答については、取りまとめのうえ市ホームページで公表します。(質問者の氏名等の公表はしません。)

FAX番号 : 0562-92-1168

メールアドレス : hoiku@city.toyoake.lg.jp

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

小規模保育事業所設置予定場所の現地確認及び事業計画等についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。法人代表者及び施設管理予定者の出席をお願いします。日時については別途連絡します。

(4) 事業者選定等に係るスケジュール

募集要項の公表	令和元年11月18日(月)
事前質問	令和元年12月2日(月) 午後5時まで
応募意向届期限	令和元年12月25日(水) 午後5時まで
申請書提出期限	令和2年1月15日(水) 午後5時まで
ヒアリング等	令和2年1月20日(月)～24日(金)を予定
審査結果通知	令和2年2月上旬を予定

6 審査について

事業者の資質、計画の内容(設置場所、開設時期、整備費用、事業内容等)等を総合的に勘案し、市において整備事業者の選定を行います。

7 留意事項について

- (1) 本申請に係る一切の経費は、応募者の負担とします。また、建築確認申請を含めた施設整備に係る費用及び開園前の職員の研修費用等法人の運営に係る費用についても、全て応募者の負担とします。
- (2) 小規模保育事業所設置予定場所の土地・建物所有者等には、応募前に所有権移転、賃貸借等の承諾を得るとともに、応募前後に周辺住民に対して十分に説明を行う等、小規模保育事業所設置について理解を得られるように努めてください。
- (3) 法人の本店(又は本部)、現在経営している施設、事業実施予定場所等の現地確認を行う場合があります。
- (4) 審査内容及び結果については、必要に応じて公開する場合があります。

<問合せ先>

豊明市 健康福祉部 保育課 保育施設係

【住所】〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1

【電話】0562-92-1120 【FAX】0562-92-1168

【e-mail】hoiku@city.toyoake.lg.jp